部活動に係る活動方針（令和５年度）

八戸市立江陽中学校

１．部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校においては、部活動を通して、技能や知識の習得の他、生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。

２．運営方針

（１）部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、全教員で確認し、共通実践を進める。

（２）部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、協力して運営・指導に当たる。

（３）部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。

（４）生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等について十分に配慮する。

（５）災害、感染症流行ほか安全に係る重大事案への対処時は、部活動（対外試合、校外活動含む）を全体・部分で停止・中止の措置をとる。

（６）生徒の休養日及び活動時間等については、生徒の発達段階を考慮するとともに、「八戸市中学校運動部活動の指針」に準じ、本校では以下のように定める。

①休養日について

ア　学期中の休養日の扱い

・週あたり２日以上（平日１日以上、週末１日以上）の休養日を設定する。

※大会参加で週末の両日とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ　長期休業日（夏季・冬季・学年末）の休養日の扱い

・週あたりの活動時間における上限を１６時間未満とし必ず休養日を設定する。

・長期休養期間を設定する。

◇８月１３日～８月１６日　　◇１２月２９日～１月３日

ウ　考査期間中は、原則部活動を行わない

②　活動時間について

ア　学期中の活動時間

・平日の活動時間は、２時間程度とする。

・週末の活動時間は、３時間程度とする。

イ　長期休業中の活動時間

・週あたりの活動時間における上限を１６時間未満とし必ず休養日を設定する。

ウ　生徒の退下完了時刻は、４月から９月は午後６時３０分、１０月から３月は午後６時とする。

エ　原則、時間を延長しての活動は行わないこととする。

◎但し、生徒及び保護者からの要請を受け、顧問も同意した場合、校長の判断のもと、以下の場合に限って時間を延長しての活動を可能とする。

・運動部については、中学校体育連盟が主催する夏季・秋季大会の前３週間、吹奏楽部については、吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストの前３週間とする。

・その場合、生徒の退下完了時刻は，４月から９月は午後７時、１０月から３月は午後６時３０分とする。

オ　朝練習は行わない。

③　練習試合や大会・コンクールへの参加

ア　練習試合の実施回数や、学校として参加する大会数については、生徒の学校及び家庭生活や保護者の送迎等を考慮し、過度な負担とならないよう十分配慮する。

イ　練習試合や大会・コンクール参加への交通手段は、公共交通機関、貸切バス・タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

３．指導方針

（１）生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。

（２）生徒の健康を考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。

（３）豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます肯定的な指導と、コミュニケーションを大切にした指導に努める。

（４）体罰は絶対に許されない行為であることを十分に意識し、生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。

（５）外部指導者を活用する場合は、年度当初に校長の承認を得るとともに、「部活動に係る活動方針」に沿って指導が行われるよう、共通理解を図る。

※委嘱状の交付及び保険への加入以前に外部指導者が指導に当たることが絶対にないようにする。

４．本年度設置される部活動

（１）常設部

運動部	サッカー部（男女）	陸上部（男女）
	ソフトテニス部（女）	バスケットボール部（女）
文化部	吹奏楽部（男女）	総合文化部（男女）

５．顧問が運営・指導する際の留意点

（１）年間計画及び毎月の活動計画等の作成に当たっては、次の点に留意する。

①　年間計画については、学校で策定する。「部活動に係る活動方針」をもとに作成するとともに、校長の承認を得て保護者に説明、配付する。

②　活動計画については、毎月２０日をめどに翌月の活動計画を作成し、教頭、校長から承認を得る。また、承認を得た活動計画の原本は、ファイルに綴じて職員室に保管し、全教職員が共有できるようにする。

③　実績報告書については、月末に作成し、教頭、校長に提出する。また、確認後は、事務に原本を渡しファイルに綴じて職員室に保管する。

（２）顧問は、毎月２８日までには生徒・保護者に翌月の週末の練習日程表を配付する。

（３）部活動の必要経費として保護者から集金する際は、親の会で会計を担当し、支出目的を明確に示し、厳正に取扱う。

（４）外部指導者を活用する場合、顧問は、練習日程や活動内容等について、共通理解を図りながら指導に当たる。

（５）顧問は、生徒の活動に立ち会い、直接指導または見守りをするのが原則であるが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の教員に協力を依頼し、活動内容を伝達する。

（６）顧問は、生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに、完全退下時刻を厳守する。

（７）顧問は、練習前や練習中の生徒の健康状態を確認しながら指導に当たる。また、部活動中に、生徒がけがをした場合は、管理職及び養護教諭に報告するとともに、保護者へ連絡する。

（８）八戸市が任用する「部活動指導員」（会計年度任用職員）は、次のことについて、引率・監督を単独で行うことが認められる。〔練習、練習試合、協会主催大会、県秋季大会〕
これら以外の大会については、必ず本校教職員（校長・顧問）が帯同する。